

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年七月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

一 許可番号

令和五年十月十三日

指令川建セ第〇五〇〇六〇号

二 検査済証番号

令和六年六月二十八日

川建セ第〇六〇〇四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字帯刀字中在八百八番一、八百三番三、八百三番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号

埼玉ひびきの農業協同組合 代表理事組合長 五十嵐 雅樹